

離島供給特例承認申請書

2020 年 3 月 19 日

北陸電力株式会社

離島供給特例承認申請書

送 サ 第 13 号

2020 年 3 月 19 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力株式会社

代表取締役社長 金井 豊

社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さまから一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合は、離島供給約款（2019 年 8 月 29 日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、2020 年 3 月分、4 月分および 5 月分（支払義務発生日が本承認を受けた日以降となるものに限る）の電気料金の支払期日を原則として各々 1 ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020 年 7 月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等が発生している状況であり、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまの発生が想定されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省から電気料金の支払期日の延長について、電力会社に対して要請をされております。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上